

事業報告書

(自 令和 3年7月1日 至 令和 4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1)名 称 医療法人 藤山循環器内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2)事務所の所在地 長崎県諫早市高来町峰9番地5
- (3)設立認可年月日 平成3年11月25日
- (4)設立登記年月日 平成3年11月30日

2 事業の概要

(1) 本来業務

(種 類)	(施設の名称)	(開設場所)	(許可病床数)
診療所	藤山循環器 内科医院	諫早市高来町峰 9番地5	一般病床 9床 療養病床 10床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 3年8月26日 令和2年度決算の決定

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

貸 借 対 照 表

(令和 4年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	194,352	I 流 動 負 債	15,828
II 固 定 資 産	31,249	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	23,595	負 債 合 計	15,828
2 無 形 固 定 資 産	316	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	7,338	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	199,773
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	209,773
資 産 合 計	225,601	負 債 ・ 純 資 産 合 計	225,601

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	214,385
2 事業費用	214,009
本来業務事業利益	376
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	376
II 事業外収益	17,129
III 事業外費用	
経常利益	17,505
IV 特別利益	
V 特別損失	10
税引前当期利益	17,495
法人税等	2,086
当期利益	15,409

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

財 産 目 録

(令和 4年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	225,601 千円
2. 負 債 額	15,828 千円
3. 純 資 産 額	209,773 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	194,352
B 固 定 資 産	31,249
C 資 産 合 計 (A + B)	225,601
D 負 債 合 計	15,828
E 純 資 産 (C - D)	209,773

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 藤山循環器内科医院
理事長 藤山 友樹 殿

私は、医療法人 藤山循環器内科医院の令和3会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

令和 4年 8月25日
医療法人 藤山循環器内科医院
監事 藤山 紀代子